

検察庁の謝罪を受けて

平成28年11月29日

日頃からお世話になっております。

八王子市内における傷害事件について、本日午後3時から午後4時15分にかけて、東京地方検察庁立川支部応接室（9階）にて、男性2人（Aさん＝不動産会社経営・47歳、Bさん＝貿易会社経営・39歳）に対し、西谷 隆検事・東京地方検察庁立川支部長及び佐藤 剛健二・東京地方検察庁立川支部副部長から謝罪を受けました。

冒頭、西谷支部長から「お二人に対しましては、公訴の提起、身柄の拘束、大変ご迷惑をおかけして、大変申し訳ない。今後は今回の件を真摯に反省し、このようなことがないようにして参りたい」といった内容の謝罪がありました。

その後、佐藤副部長から、検察庁として今回の事件について、客観的な証拠に対する捜査が不十分であったこと及び供述証拠の信用性の検討が不十分であったことが問題であったと認識している旨の説明があり、再発防止に努めるとの言葉がありました。

本件における捜査の経緯などについても、男性2人及び代理人の質問に回答する形で一定程度の説明がありましたが、現在も捜査継続中であることとからも、公表することができません。

代理人としては、真摯な対応であり、男性2人にとってもある程度の区切りになったのではないかと考えております。2人がどのような気持で身柄拘束を受けていたのかが伝わることにより、二度と同じような事件が起きないように再発防止に努めていただきたいと思います。

Aさん、Bさんのコメントは次のとおりです。

Aさん「真摯に答えてもらいました。再発防止にも努めるという説明も受けました。我々の事件をきっかけに誤認起訴がなくなればよいと思います。

弁護士や私たちの質問に1つ1つ丁寧に答えてもらいました。刑事手続きとしては公訴取消しがあつた後も、ずっと、何故こうなったのか、もっと早く止められなかったのかという疑問がありましたが、その疑問に本日答えてもらえました。失われた時間は取り戻せないけれど、再発をしないようにしてもらえたらよいと思っています」

Bさん「自分たちの過ちであつたと謝罪を受けたので誠意は伝わりました。勾留が長くてつらかったことも訴えました。今回のことを教訓に、思い込みではなく、一件一件、客観的に冷静に対応して頂ければよいと思います」

剛健二 中田 尚己

問い合わせ先
赤坂山王法律事務所 03-5575-3315